

ご意見募集～今後の太田川水系の河川整備について～

太田川水系河川整備計画(原案)の公表と太田川住民意見を聴く会の開催

国土交通省中国地方整備局は、今後概ね30年間に太田川水系の国が管理する区間で実施する川の整備目標や整備内容を記載した「太田川水系河川整備計画(原案)」(以下、「原案」という。)を平成22年11月29日から公表します。

これにあわせて、河川法(昭和三十九年七月十日法律第百六十七号)第十六条の二第4項に基づき原案に対する住民の皆様のご意見を募集するとともに、原案の内容をご説明し、住民の皆様のご意見を聴く場として、「太田川住民意見を聴く会」(以下、「意見を聴く会」という。)を実施いたします。

1. 原案閲覧・意見募集期間：平成22年11月29日(月)から12月28日(火)
2. 原案閲覧方法：
 - ①太田川河川事務所 他関係公共機関(別紙1参照)
 - ②意見を聴く会会場(開催当日のみ)(別紙2参照)
 - ③太田川河川事務所ホームページ(<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/plan2/plan2.htm>)
3. 意見募集内容：太田川水系河川整備計画(原案)【国管理区間】に関すること。(別紙1参照)
4. 意見提出方法：
 - ①郵送(閲覧場所設置の専用はがきも可)
 - ②電子メール(ootagawa@cgr.mlit.go.jp)
 - ③FAX(082-222-2432)
(提出様式等の詳細は別紙1参照)
5. 意見を聴く会会場：広島市7箇所、安芸太田町1箇所の計8箇所で開催します。(場所、日時等の詳細は別紙2参照。事前申し込みは不要。)

同時資料提供先

広島県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

問い合わせ先

中国地方整備局 太田川河川事務所
副 所 長 河野 好孝 (こうの よしたか)
調査設計第一課長 田中 里佳 (たなか りか)
住 所 広島市中区八丁堀3-20
電 話 082-222-9245 (調査設計第一課)

ご意見募集

「太田川水系河川整備計画（原案）」

あなたの声を
届けてください！

「太田川水系河川整備計画（原案）（以下、「原案」という。）」について、ご意見を募集します。
今後、いただいたご意見を踏まえ、「太田川水系河川整備計画」を策定します。
なお、原案については下記の場所で閲覧できます。

意見提出までの流れ

原案を読む

⇒閲覧場所
⇒インターネット



意見についてまとめる

ここはもっとこうしたらいいのでは？



意見提出

⇒電子メール
⇒FAX
⇒郵送、専用はがき



主な閲覧場所

国土交通省

太田川河川事務所
高瀬分室
己斐出張所
大芝出張所

可部出張所
加計出室所
小瀬川出張所
広島西部砂防出張所

関係市町

広島市役所 河川課
中区役所 区政振興課
東区役所 区政振興課
南区役所 区政振興課
西区役所 区政振興課
安佐南区役所 区政振興課

安佐北区役所 区政振興課
佐伯区役所 湯来出張所
安芸太田町 総務課
広島県庁 河川課
広島県 西部建設事務所
広島県 西部建設事務所
安芸太田支所

※閲覧の申し込みは不要です。

※閉庁日、休館日は閲覧いただけません。

※太田川河川事務所ホームページにも掲載しています。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/plan2/plan2.htm>

意見募集期限・提出方法

募集期限

平成 22 年 12 月 28 日(火) 必着

提出方法

- 原案をご覧いただき、電子メール、FAX または郵送のいずれかの方法でご提出ください。郵送の場合は、閲覧場所に設置している専用はがきをご利用いただいても構いません。
- ご意見を提出される場合は、以下の必要事項をご記入ください。

＜必要事項＞

- ① 氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ② 住所（番地は不要）
- ③ 職業（企業・団体の場合は不要）
- ④ 年齢（企業・団体の場合は不要）
- ⑤ 性別（企業・団体の場合は不要）
- ⑥ 意見
該当箇所（頁・行）及び意見内容（治水・利水・環境・維持管理・その他の意見のいずれかがわかるようにご記入ください。）

※電子メールの場合は、件名に「太田川水系河川整備計画（原案）に関する意見」と明記してください。

注意事項

- ご意見は日本語でご提出ください。
- 提出されたご意見は、太田川河川事務所のホームページや太田川河川整備懇談会等で公表する場合があります。
- 電話でのご意見は受け付けておりません。
- 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- 期限までに到着しなかったもの、左記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に関する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 提供いただいた個人情報、本目的以外での利用は一切いたしません。

お問合せ先・意見送付先

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所 調査設計第一課 太田川水系河川整備計画担当
〒730-0013 広島市中区八丁堀 3 番 20 号
電話：082-222-9245 FAX：082-222-2432 E-メール：ootagawa@cgr.mlit.go.jp

参加者募集 太田川住民意見を聴く会

国土交通省中国地方整備局では、今後概ね30年間に太田川水系の国が管理する区間(太田川・旧太田川・天満川・元安川・戸坂川・古川・三篠川・根谷川・滝山川)で実施する川の整備目標や整備内容を記載した「太田川水系河川整備計画(原案)」(以下、「原案」という。)を作成しました。

この原案の内容をご説明し、住民の皆様のご意見を聴く場として、「太田川住民意見を聴く会」を開催しますのでお知らせします。

また、原案についてご意見を募集しますので、詳しくは裏面をご覧ください。



広島市 中区

場所 広島YMCAホール
広島市中区八丁堀 7-11
日時 11月29日(月) 18:30~20:30

広島市 東区

場所 戸坂公民館
広島市東区戸坂出江 2-10-26
日時 12月1日(水) 18:30~20:30

広島市 南区

場所 南区民文化センター
広島市南区比治山本町 16-27
日時 12月8日(水) 18:30~20:30

広島市 西区

場所 西区民文化センター
広島市西区横川新町 6-1
日時 11月30日(火) 18:30~20:30

広島市 安佐南区

場所 安佐南区民文化センター
広島市安佐南区中筋 1-22-17
日時 12月2日(木) 18:30~20:30

広島市 安佐北区

場所 安佐北区民文化センター
広島市安佐北区可部 7-28-25
日時 12月3日(金) 18:30~20:30

広島市 佐伯区

場所 湯来農村環境改善センター
広島市佐伯区湯来町麦谷 2501
日時 12月6日(月) 18:30~20:30

安芸太田町

場所 川・森・文化・交流センター
安芸太田町大字加計 5908-2
日時 12月7日(火) 18:30~20:30